

公益財団法人東京しごと財団
企業支援部

企業向け 支援事業 雇用環境整備事業

＜人材の確保・育成＞
＜職場環境整備＞
のご案内

詳細はホームページをご確認ください



企業向けメールマガジン配信中！



令和8年度（2026年度）目次

受付状況はホームページをご確認ください

目次	1
----	---

人材の確保・育成

NEW 中小企業人材確保トータル支援事業	2～5
中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業	6
ES（社員満足度）向上による若手人材確保・定着事業助成金	7
スキルアップ支援事業	8
リスキリング・キャリアデザイン応援事業	9

職場環境整備

テレワークトータルサポート助成金	10
NEW 育児・介護との両立のためのテレワーク活用促進奨励金	11
テレワーク定着強化奨励金	12
サテライトオフィス勤務導入奨励金	13
ワーケーション勤務導入奨励金	14
ABWオフィス促進助成金	15
NEW 女性活躍のための施設整備助成金	16
NEW 女性活躍情報公開促進奨励金	17
NEW 女性の活躍推進に向けた職場環境改善奨励金	18
手取り時間創出・魅力ある職場づくり推進奨励金	19～20
「年収の壁突破」総合対策促進奨励金	21～22
NEW 働く人の育業応援奨励金	23～24
介護休業取得応援奨励金	25
NEW 暑さに配慮した職場環境づくり支援事業	26
カスタマーハラスメント防止対策推進事業企業向け奨励金	27

各拠点

ソーシャルファーム支援センター	28
プラチナ・キャリアセンター	28
TOKYO シェアオフィス墨田	29

その他

東京しごとセンター・東京しごとセンター多摩	30
-----------------------	----



中小企業人材確保トータル支援事業

採用のお悩みから人材確保、成長を支える
人材戦略構築まで総合的にサポート



ご利用
無料

令和8（2026）年度より、「中小企業人材確保総合サポート事業」と、企業の課題解決に寄与する専門・中核人材の確保を支援する「専門・中核人材戦略センター事業」が統合し、リニューアルいたしました。採用に関する小さなお困り事の相談から、求める人材の確保・活用、そして企業の成長に不可欠な人材戦略構築まで総合的にサポートします。

●支援対象となる企業

- 1、東京都内に本社又は主たる事業所があること
- 2、企業全体で常時雇用する従業員が 300 人以下であること（相談窓口は 300 人超でも利用可）
※そのほか各支援ごとに要件がございます。詳細はお問い合わせください。

●主な支援メニュー

相談窓口

（1）人材確保相談窓口

労働市場や人材確保の手法・支援制度に詳しい専任の相談員が、採用活動に関するお悩みやご要望をヒアリングの上、貴社の状況に寄り添い、解決に向けた具体的なアドバイスをいたします。

◎相談無料 ◎秘密厳守

「こんなこと相談してもいいの？」という小さなお悩みでも、お気軽にご活用ください。

【相談対応時間】 平日 9：00～17：00（12：00～13：00 除く）※年末年始は休業

【ご利用方法】 来所 または オンライン

（LoGo フォーム）

【ご予約方法】 インターネットからお申し込みが可能です。※事前予約制

ご予約は、右記 QR コードからお申込みください。

お電話によるご予約は相談対応時間内におかけください。（03-5211-2174）



（2）専門相談窓口（専門・中核人材／副業・兼業人材）

専門的なスキルを有する人材や経営の中核を担う人材などの採用を考えている中小企業や、副業・兼業制度の導入を検討している中小企業に対する専門の相談窓口です。

専門のアドバイザーが、労働市場の状況や労務管理上の留意点など、中小企業からの具体的な相談に対応し、優秀な人材の確保に向けた支援を行います。

（LoGo フォーム）

【ご予約方法】 完全事前予約制です。インターネット（右記 QR コード）またはお電話にてお問い合わせください。

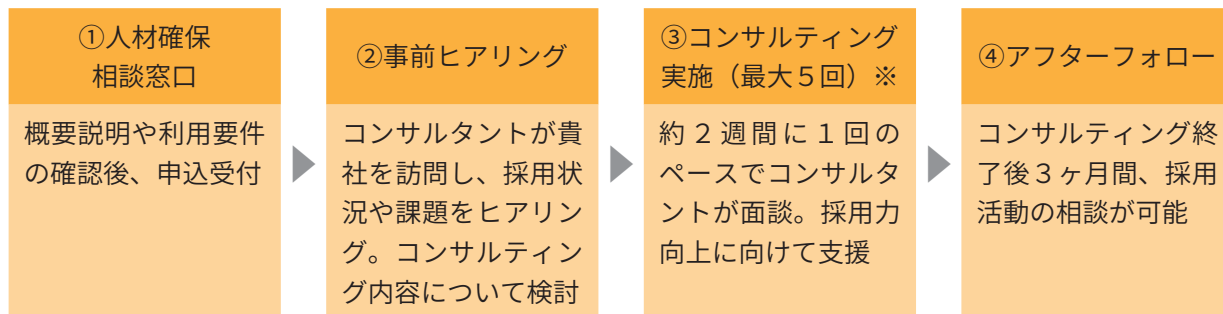
※外部アドバイザーとの日程調整のため、ご予約から実際の相談日までに 1 週間以上お時間をいただきます。予めご了承ください。



人材確保コンサルティング（専門家派遣）

「人が来ない…」から「選ばれる企業」へ。中小企業の採用課題を熟知した専門コンサルタントが、貴社を直接訪問（オンライン対応も可）します。人材確保に関する課題を丁寧にヒアリングし、求人票の見直しや面接手法の改善といった即効性のある支援から、入社後の定着に向けた人材育成まで、現場の課題に合わせたオーダーメイドの支援で、採用課題を解決に導きます。

【コンサルティングご利用の流れ】



※オウンドメディアの活用や採用者の定着に向けた支援の必要性が認められた場合は最大7回まで実施

【コンサルティング実施後も採用に至らなかった場合】

採用活動の促進に向け、応募のあった企業を対象に（※）、企業主催の就職イベント「ツアー型マッチング」による支援を行います。企業が独自に、職場見学会や先輩社員との交流会などを組み合わせた就職イベントを自立的に開催できることを目指し、継続的な採用につなげます。

※支援に対する取組意欲や改善の状況などを考慮の上、決定いたします。詳細はお問い合わせください。

人材確保に向けたノウハウ提供

（１）セミナー

年間20件を超える様々なセミナーを開催しております。自社の採用課題の「見える化」や、時代に合った新しい確保策の検討、すぐに実践できる具体的な手法の紹介など、解決の一助となる内容となっております。受講は全て無料です。ぜひご活用ください。

【主なラインナップ】※テーマは一例です

- ・人材確保（基礎）※求職者が集まる求人票の書き方やミスマッチを防ぐ面接の方法
- ・人材確保（若年）※若い世代の心をつかむ採用のヒント
- ・多様な人材活用 ※多様な個性を活かすコツ、業務の仕分けと柔軟なルールづくり
- ・副業や兼業人材の活用 ※社外の力を借りて人手不足を補う方法、外部スタッフを活かす新しい働き方
- ・スタートアップ企業向け採用戦略設計 ※自社にぴったりの人を集める採用戦略
- ・業界課題に対応した好事例紹介 ※人手不足を乗り越えた成功事例
- ・専門人材や中核人材活用 ※プロ人材の発掘と定着に向けたルールづくり

(2) 人材戦略構築・人材マネジメントに関する支援 ◆経営層向け◆

「人が定着しない」「後継が育たない」一。こうした課題の背景には、一貫した人材戦略の欠如があるかもしれません。これまでの採用手法を見直し、経営を支える「人材戦略」への転換を目指し、2つのステップで企業の「自走する力」を育みます。

【ステップ1：人材戦略構築支援集中講座】3日間の集中講座で人材戦略の基礎を学ぶ

都内中小企業等の経営層を対象に、人材戦略を構築するための基本的な考え方やプロセスを習得し、自社の経営戦略を実行していくための具体的な方法を考察できる講座です。レクチャーを受けるだけでなく、ワークショップを交え、主体的に取り組むことで新たな視点が得られます。

【ステップ2：人材戦略コンサルティング（専門家派遣）】現場での策定を支援

上記3日間の講座に参加し、人材戦略構築・人材マネジメント等について学習した企業を対象に、特別なコンサルティング支援を実施します。

専門・中核人材戦略センター（専門・中核人材の確保に向けた支援）

事業分野の拡大、販路拡大、生産性向上等の経営課題の解決に寄与する、専門的知識等を持った専門・中核人材の確保を支援します。

【専門・中核人材採用までの流れ】



(1) 人材戦略マネージャーによる企業訪問

豊富な知識・経験を持つ人材戦略マネージャーが、貴社を訪問します。課題を把握・整理し、必要な人材について具体化を行い、連携人材サービス事業者と連携して人材確保をサポートします。

【訪問対応時間】 平日 9:00～17:00 (12:00～13:00 除く)

【ご利用方法】 右記 QR コードより、申込書をダウンロードし、作成後、メールにてお申込みください。

(専門・中核人材
戦略センター概要)



(2) 人材確保に要する費用の一部助成

【助成内容】

上記(1)の「人材戦略マネージャーによる企業訪問」の支援により、専門・中核人材を採用等をした場合に、要した「人材紹介手数料等」の経費の一部を助成します。

	正規雇用等 (フルタイム)	副業・兼業	女性の幹部人材
助成対象経費	助成事業者が連携人材サービス事業者に対し、専門・中核人材の採用等のために支払う人材紹介に係る成功報酬型(成果報酬型)の手数料をいう。		助成事業者が連携人材サービス事業者に対し、ポジティブアクションによる女性の幹部人材(経営層や管理職)の採用等のために支払う人材紹介に係る成功報酬型(成果報酬型)の手数料をいう。
助成率	2 分の 1	3 分の 2	3 分の 2
助成限度額	100 万円	50 万円	170 万円

【助成対象者(申請できる方)】

以下の①～③の全ての要件を満たした中小企業等

① 公益財団法人東京しごと財団が実施する専門・中核人材戦略センターにおける「人材戦略マネージャーによる企業訪問」及び「連携人材サービス事業者と連携したマッチング支援」を受け、専門・中核人材を採用等すること

② 東京都内に事業所があり、次のいずれかに該当すること

ア 本社又は主たる事業所が東京都内にあること

イ 本社等が都内にない場合には、専門・中核人材を東京都内の事業所で勤務させることを条件に採用等すること

③ 企業全体で常時雇用する従業員が 300 人以下であること

※その他要件がございます。詳細については財団 HP に掲載の「募集要項」をご確認ください。

☎ お問い合わせ 【事業全般や採用に関すること】 人材確保トータル支援係：03-5211-2174

【専門・中核人材の確保に関すること】 専門・中核人材戦略センター：03-5211-0399

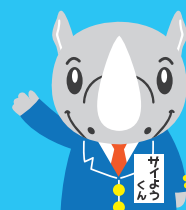
🌐 ホームページ <https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/jinzaikakuho/gaiyo.html>

★特設サイトもございます。「中小企業人材確保トータル支援事業」で検索ください



中小企業人材確保のための 奨学金返還支援事業

建設・IT・ものづくり企業の
若手技術者採用に役立ちます！



建設・IT・ものづくり分野の都内中小企業等における技術者の確保と定着を支援するため、奨学金の貸与を受けている大学生等が技術者として就職して1年間継続して在籍した場合、東京都と中小企業等がそれぞれ出えん金を負担し、(公財) 東京しごと財団が奨学金返還費用の一部を奨学金貸与団体に直接支払う方法によって助成します。

●支援の対象企業

技術者(※1)の若手人材の採用予定がある建設・IT・ものづくり分野の都内中小企業等(※2)

(※1) 厚生労働省編職業分類における「02 研究・技術の職業」の職種

(※2) 本社又は主たる事業所が東京都内にある中小企業等、若しくは大学生等を東京都内の事業所等で勤務させることを条件に採用する中小企業等

●事業の流れ



- ・本事業の利用を希望する中小企業等及び大学生等は、それぞれ登録が必要です。
- ・各企業において、本事業の利用を希望する大学生等を選考し、採用を決定します。
- ・技術者として採用した登録者が1年間継続して在籍後、当該本人の申請を経て、登録企業が登録時に選択した負担額を出えん金として支出するとともに東京都も同額を負担することで、奨学金返還費用相当額の一部(又は全部)を最大3年間にわたり助成します。

●奨学金返還助成額【うち企業負担額】

- ① 年10万円 [年5万円] × 3年 ② 年24万円 [年12万円] × 3年
③ 年50万円 [年25万円] × 3年 ④ 年75万円 [年37.5万円] × 3年 (※3)
①～③までのうち、希望する額を選択していただきます。なお、東京都も企業が負担した額と同額を負担します。
(※3) 上記①～③に追加して、大学院卒を採用する場合のみ④を選択することが可能です。

●登録企業募集期限

令和8年12月18日(金) 17時※必着

募集要項・申込様式等はホームページまたは本事業専用ウェブサイトをご確認ください。

📞 お問い合わせ 採用定着促進支援係 03-5211-1080

🌐 ホームページ <https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyoscholarship/scholarship.html>

🌐 特設サイト <https://tokyo-scholarship-support.jp/>
(本事業専用ウェブサイト)



しごと財団 奨学金返還支援



ES（社員満足度）向上による 若手人材確保・定着事業助成金

従業員の ES（社員満足度）向上による 中小企業の若手人材確保・定着を支援します！



住宅・食事・健康に関する福利厚生充実による従業員の ES（Employee Satisfaction 社員満足度）の向上を通じて、若手人材の採用・定着を図る都内中小企業の取組をサポートします。

●事業内容

①専門家の派遣（1社あたり最大3回）**無料**

福利厚生充実による若手人材の確保・定着を目指す中小企業等に、社員満足度向上等に関する知見を有する専門家を派遣し、企業の取組計画の作成を支援します。

②ES（社員満足度）を高める取組への費用助成

①を受けて取組計画を作成し、ES 向上に向けた取組（住宅の借上げ・食事等の提供・健康増進サービスの提供）を行った中小企業等に対して経費を最大3年間助成します。

●対象事業者の主な要件

以下のア～ウの全てを満たす都内中小企業等

- ア．全従業員に占める若手従業員の割合が30%以下であること
 - イ．入社3年以内の若手従業員が、全従業員数の10%以下であること
 - ウ．直近1年間に若手人材を含む求人活動を行っていること
- ※若手とは、35歳未満の者をいいます。
※他にも要件がございます。詳細はホームページをご確認ください。

●助成内容

取組計画を作成して、ES（社員満足度）向上の取組として以下の（1）～（3）のうち2つ以上実施した企業に、経費を助成します。

（1）住宅の借上げ	35歳未満の従業員を対象とした住宅の借上げに係る経費	上限200万円／年
（2）食事等の提供	事業所内で従業員に提供する食事等のサービスに係る経費	上限50万円／年
（3）健康増進サービスの提供	従業員の健康増進を目的としたサービスの提供に係る経費	上限50万円／年

●事業の流れ

※  の部分を助成対象事業者が行います。



 お問い合わせ

採用定着促進支援係：03-5211-0397

 ホームページ

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/es/gaiyo.html>

 特設サイト

<https://www.es-koujou.jp>



ES 向上助成金



スキルアップ支援事業

従業員のスキルアップに係る
研修経費の一部を助成します！



助成金額
アップ！

中小企業人材スキルアップ支援事業

企業における従業員の職業能力の開発、向上を促進するため、都内の中小企業等が従業員に対して行う研修に係る経費の一部を助成します。(①～④助成金)

●事業概要

	①事業内スキルアップ助成金	②事業外スキルアップ助成金	③D×リスキリング助成金
実施形式	自社内で企画・実施 集合型（オンライン利用可）※1	教育機関が実施 集合型（オンライン利用可）又はeラーニング※2	教育機関が実施 D×関連の研修
助成額・助成率	助成対象受講者数×研修時間数×800円	受講者1人1研修あたりの受講料等の1/2（上限25,000円）※3	受講者1人1研修あたりの受講料等の3/4（上限75,000円）
助成上限額	事業内・事業外 合計 150万円/社・年度		100万円/社・年度
★申請回数	交付決定金額の上限に達するまで複数回の申請が可能/社・年度		
★研修要件（抜粋）	各助成金の募集要項をご確認ください ・業務として労働時間内に研修を実施している ・OFF-JT ・申請企業等が研修受講に係る経費を全額負担している 等		
研修時間	3時間以上10時間未満/1研修あたり		
★修了要件	総研修時間数の8割以上受講していること		

※1 集合型とは受講者が所定の時間に一齐に受講する研修

※2 eラーニングとはオンライン上で配信されるテキストや動画を活用し受講者が任意の時間に受講する研修

※3 ただし、非正規雇用労働者が助成対象受講者全体の2割以上を占める場合又は小規模企業者の場合は受講料等の2/3（上限25,000円）

④資格取得サポート助成金 **NEW**

建設・建築・運輸分野の国家資格取得等に向けて、教育機関の公開研修を利用して実施する研修に係る経費の一部を助成します。

- ・助成対象：対象の国家資格等を必要とする事業を営んでいる都内中小企業等
- ・実施形式：集合型（オンライン利用可）又はeラーニング
- ・助成率：受講者1人1研修あたりの受講料等の1/2
- ・助成上限額：100万円/社・年度
- ・研修時間：10時間以上

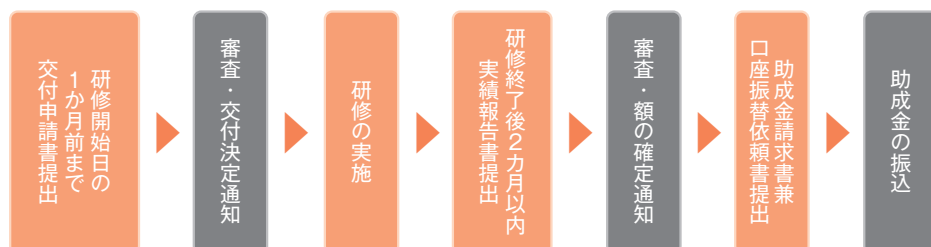
★申請回数、研修要件及び修了要件は①～③助成金と同様

※ただし、都が指定する建設・建築・運輸分野の国家資格や免許の取得、法令に基づく講習の修了を目的に実施される研修である必要があります。

詳細は資格取得サポート助成金募集要項をご確認ください。

●手続きの流れ

オレンジ色の部分が
申請者に行っていただく
手続きです。



📞 お問い合わせ スキルアップ支援係：03-5211-0391

🏠 ホームページ <https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/skillup/skillup.html>



リスキリング・キャリアデザイン応援事業

従業員のリスキリングの
環境整備に取り組む企業を
応援します！



奨励金額

最大 **40** 万円支給

従業員のリスキリングの環境整備に取り組む都内中小企業等に対し、専門家派遣や奨励金の支給を行い、企業の労働生産性の向上と誰もが希望に応じて学びなおすことができる職場環境づくりを後押しします。

●事業概要

- ・支援対象：常時雇用する労働者数が 300 人以下の都内中小企業等
※その他の要件は特設 WEB サイトにてご確認ください



- ・支援内容（１）専門家派遣… 1 社あたり最大 2 回まで ※うち 1 回は必須
リスキリングやキャリアデザインを支援するための人材育成や、スキルの習得支援制度・活用制度等整備について社会保険労務士等の専門家が必要に応じて直接企業を訪問し、企業の実情に応じた助言を行います。

（２）奨励金… 1 社あたり最大 40 万円

専門家派遣の実施を受け、リスキリングやキャリアデザインを支援する人材育成計画書の作成や、スキルの習得支援制度・活用支援制度の整備に取り組んだ中小企業等に奨励金を支給します。

項 目	想定例
スキルの習得支援	講座受講や資格取得にかかる費用及び休暇制度、資格取得者等への手当制度、講習受講時のベビーシッター・介護サービスにかかる経費等
スキルの活用支援	社内副業・兼業制度、社内転職制度、社内起業制度、人材育成型在籍出向制度等

●お申込み方法

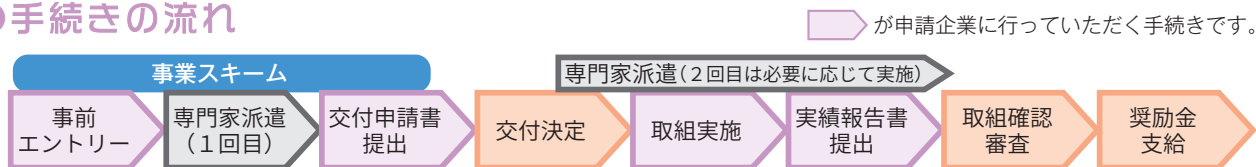
特設 WEB サイトより事前エントリーが必要です。

※詳細は特設 WEB サイトをご確認ください。

第 1 回事前エントリー募集開始：令和 8 年 5 月 20 日（水）

第 2 回事前エントリー募集開始（予定）：令和 8 年 9 月 16 日（水）※各回 50 社、全 100 社募集予定

●手続きの流れ



★本事業の詳細はホームページにてご確認ください

📞 お問い合わせ リスキリング・キャリアデザイン応援奨励金事務局：03-4572-0451

🏠 ホームページ <https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/reskilling/reskilling.html>

🌐 特設サイト <https://reskilling.career-design.tokyo/>



リスキリング しごと財団



テレワークトータルサポート助成金

「テレワークの導入・定着・促進」を
支援します！

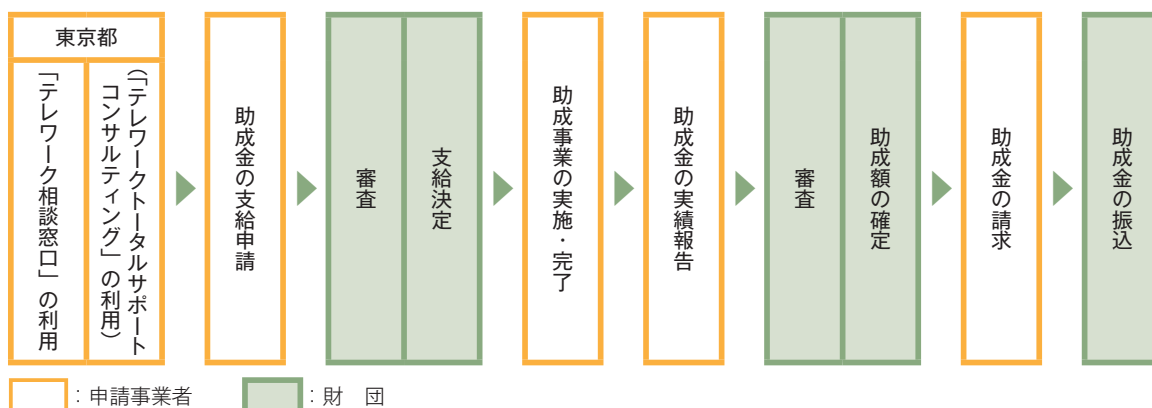


●事業概要

テレワークの導入から定着・促進を図るため、東京都が実施するテレワーク相談窓口やコンサルティングを利用した都内中堅・中小企業等に対し、テレワーク機器導入経費等のテレワーク環境整備に係る経費を助成します。

助 成 事 業	助成対象経費	助成限度額・助成率
テレワーク環境の整備	在宅勤務、モバイル勤務等を可能とする情報通信機器等の導入によるテレワーク環境構築に係る経費	●常時雇用する労働者の数 2~29 人 【限度額】 150 万円（助成率：2/3） ●常時雇用する労働者の数 30~999 人 【限度額】 250 万円（助成率：1/2）

●テレワーク相談窓口利用から助成金振込までの流れ



※助成金の支給申請にあたっては、東京都が実施する「テレワークトータルサポート事業」へのお申し込み等が必要です。
<https://total-support.metro.tokyo.lg.jp/>

- 助成対象事業者……常時雇用する労働者が2人以上999人以下で、都内に本社または事務所を置く
中堅・中小企業等

※その他にも要件があります ※詳細はホームページにてご確認ください

☎ お問い合わせ

テレワーク支援係：03-5211-5200

🌐 ホームページ

https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/telework/teletotal/total_joseikin.html



トータルサポート助成金



育児・介護との両立のための テレワーク活用促進奨励金

テレワーク活用による
「育児・介護と仕事の両立」を
支援します！



奨励金額

最大 **30** 万円支給

テレワークの促進・導入を図るため、育児や介護を抱える従業員がテレワークを実施できるようテレワーク規定を新規導入、又は既存のテレワーク規定の見直しを行った都内中小企業等に奨励金を支給します。

●対象企業等

常時雇用する労働者が2人以上300人以下で、都内に本社または事業所を置く中小企業等
※その他、要件あり。詳細はホームページにてご確認ください。

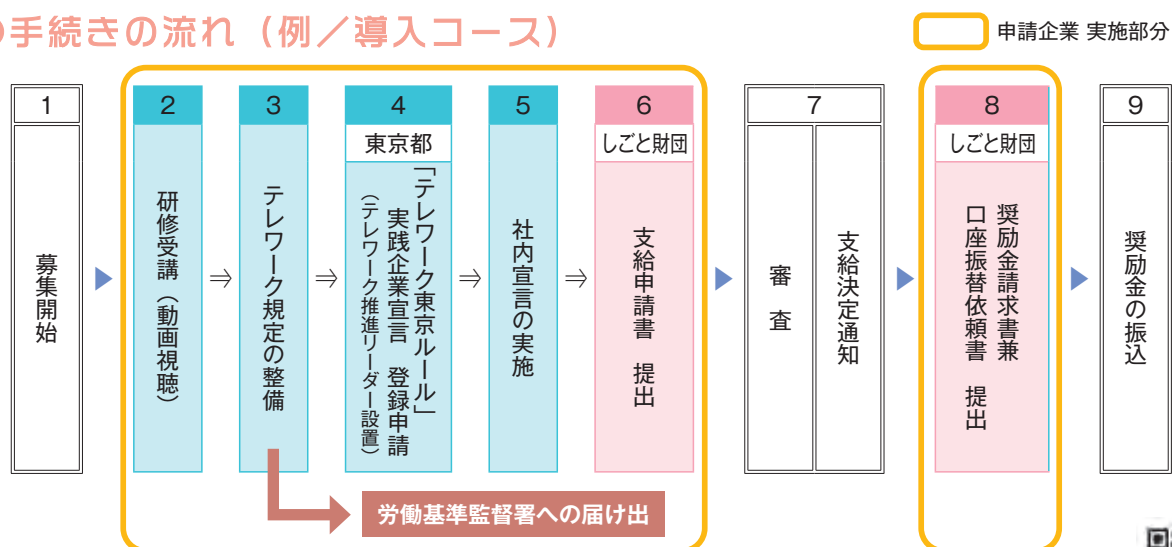
●必要条件

各コースともその他の要件あり。詳細はホームページをご確認ください。

奨励事業	内 容（実施する取り組み）	支給額
導入コース	以下①から③までをすべて実施 ①3歳未満の子を養育する従業員及び要介護状態の家族を介護する従業員が、テレワークを実施できるよう、テレワーク規定を整備 ②育児・介護中の従業員のための柔軟な働き方の導入に関する研修受講（指定の動画を視聴） ③育児・介護と仕事の両立のため、テレワークを積極活用する旨を社内に宣言	20万※
介護離職防止コース	介護を抱える従業員がテレワークを実施しやすくなるような制度を導入（指定4項目からいずれか選択して実施） 例：対象家族の自宅等での在宅勤務、時間単位・半日単位でのテレワーク ほか	20万※

※導入コース・介護離職防止コースの両コース実施した場合、30万円の奨励金を支給

●手続きの流れ（例／導入コース）



📞 お問い合わせ 育児介護テレワーク支援係：03-5211-2783

🏠 ホームページ <https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/telework/ikukai-tele-work/ikukaitele-do.html>



テレワーク活用促進



テレワーク定着強化奨励金

テレワークの更なる定着を
支援します！



奨励金額

最大 **40** 万円支給

●事業概要

テレワークの定着を図るため、テレワークを進める上での課題とその解決策について検討し、自社に最適な「テレワークルール（我が社のベストバランス）」等を定めた都内中堅・中小企業等に奨励金を支給します。

●対象企業

常時雇用する労働者が2人以上 999人以下の都内中堅・中小企業等

※その他にも要件があります

●奨励金額

最大 40 万円（基本額 20 万円＋加算額 20 万円）

●奨励対象事業

※別途、プロジェクトチームメンバーを対象としたオンライン研修の受講が必要です

以下の Step ①から⑤までの項目を順番どおりにすべて実施

Step ①ニーズや課題について従業員調査を実施

Step ②社内にプロジェクトチームを設置し、調査結果を元に、解決手法等を検討・決定

Step ③検討した解決手法等を試行・検証

Step ④必要に応じて各課題の解決手法等を見直し

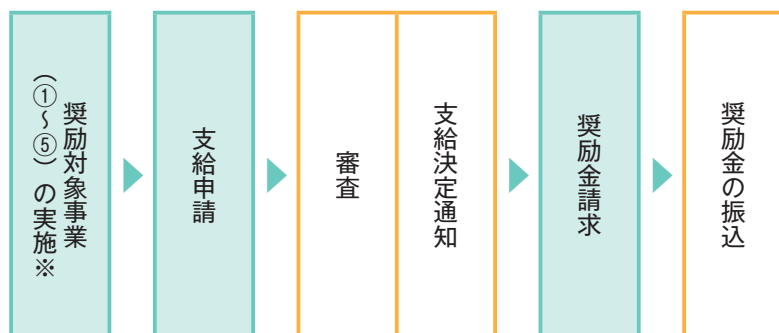
Step ⑤課題の解決手法等を社内に周知

＜従業員間の不公平感の解消の緩和に資する制度や規定等を実際に導入した場合に加算＞

テレワークができない従業員が感じる不公平感の緩和に資する制度（柔軟な労働時間制度、出社手当制度等）や規定等を導入した場合には奨励金が 20 万円加算となります。

●取組実施から奨励金振込までの流れ

：申請企業等が実施



※ Step ②ではプロジェクトチームメンバーを対象に、検討方法や解決手法についてオンライン研修を実施します。
オンライン研修の受講は必須であり、「テレワーク東京ルール」実践企業宣言のウェブサイトのマイページから受講していただくため、事前に登録が必要です

 お問い合わせ

テレワーク定着支援係：03-5211-0395

 ホームページ

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/telework/tele-teichakukyoka/R8.html>



テレワーク定着 奨励金



サテライトオフィス勤務導入奨励金

サテライトオフィス勤務の
導入を応援します！



奨励金額

10万円支給

●事業概要

テレワークの促進を図るため、都内中堅・中小企業等がサテライトオフィス勤務を可能とする規定を新たに整備し、従業員がサテライトオフィス勤務を実施した場合に、奨励金を支給します。

●対象企業等

常時雇用する労働者が2人以上999人以下の都内中堅・中小企業等
※支給申請日時点で、「サテライトオフィス勤務を可能とする規定」が整備されていないこと
※その他にも要件があります

●奨励金額

10万円

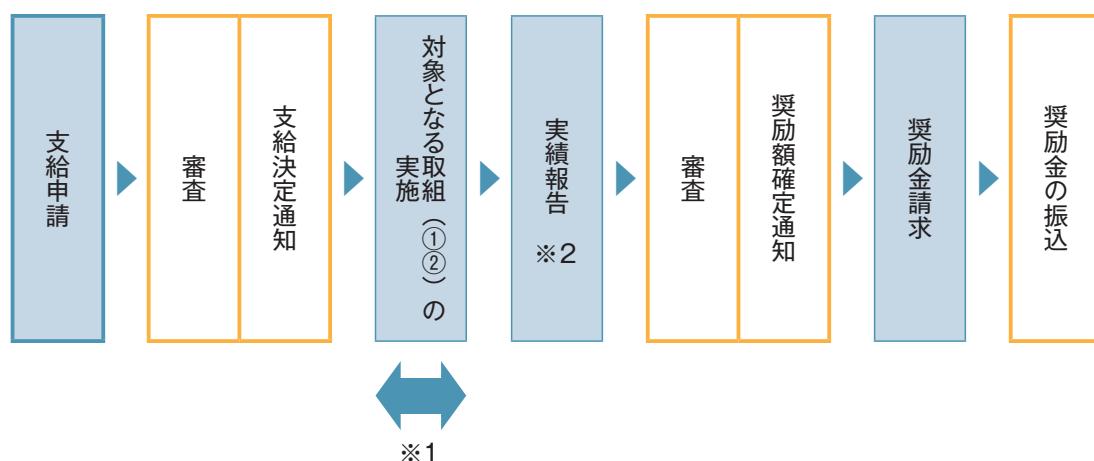
●対象となる取組

以下2つの取組をいずれも実施した場合に、奨励金を支給します。

- ①「サテライトオフィス勤務を可能とする規定」を新たに整備
- ②サテライトオフィス勤務対象者（1人以上）が1回以上サテライトオフィスで業務を行うこと

●申請から奨励金振込までの流れ

■：申請企業等が実施



※1 支給決定日から3か月以内に取組①②を実施

※2 支給決定日から4か月以内に実績報告

📞 お問い合わせ

テレワーク定着支援係：03-5211-0395

🏠 ホームページ

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/telework/satellite-kinmu/R8.html>



サテライト 奨励金



ワーケーション勤務導入奨励金

ワーケーション勤務の
導入を応援します！



奨励金額

10万円支給

●事業概要

テレワークの促進を図るため、都内中堅・中小企業等がワーケーション勤務を可能とする規定を新たに整備し、従業員がワーケーション勤務を実施した場合に、奨励金を支給します。

●対象企業等

常時雇用する労働者が2人以上999人以下の都内中堅・中小企業等
※支給申請日時点で、「ワーケーション勤務を可能とする規定」が整備されていないこと
※その他にも要件があります

●奨励金額

10万円

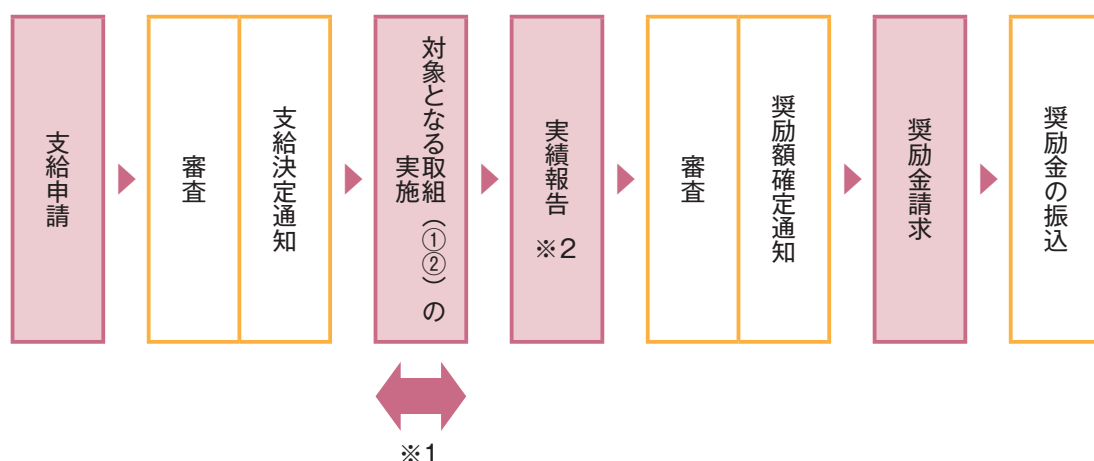
●対象となる取組

以下2つの取組をいずれも実施した場合に、奨励金を支給します。

- ①「ワーケーション勤務を可能とする規定」を新たに整備
- ②ワーケーション勤務対象者（1人以上）が1回以上ワーケーション勤務を行うこと

●申請から奨励金振込までの流れ

 : 申請企業等が実施



※1 支給決定日から3か月以内に取組①②を実施

※2 支給決定日から4か月以内に実績報告

 お問い合わせ

テレワーク定着支援係：03-5211-0395

 ホームページ

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/telework/workation/R8.html>



ワーケーション 奨励金



ABW オフィス 促進 助成金

仕事内容や目的に合わせて、働く場所や時間を自由に選べる ABW オフィス整備を支援します！



●事業概要

仕事の内容や目的に合わせ、社内外を問わずに従業員自らがふさわしい場所や時間を選び、より生産性の高い仕事を可能とする「ABW」(Activity Based Working) に取り組む都内中小企業等に対し、専門家等を派遣して ABW 導入支援を行うとともに、オフィス整備に係る改修費用の一部を助成します。

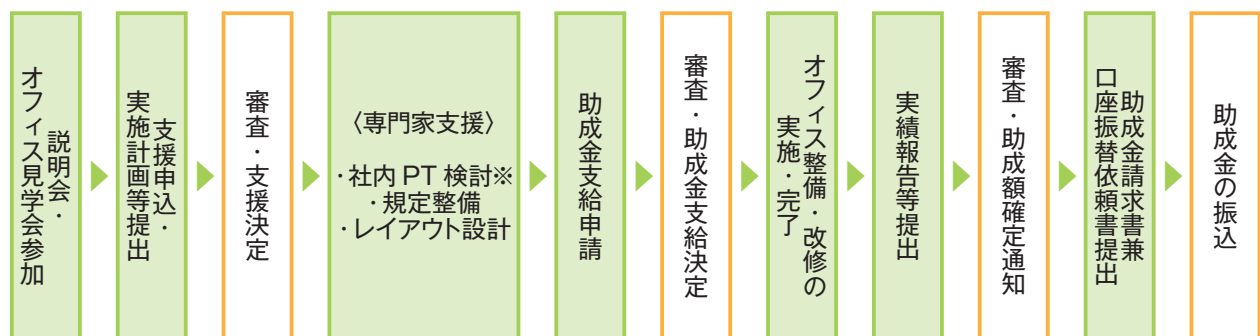
●対象企業等

新たに ABW の導入・実施を目指す都内中小企業等（常用雇用労働者数 300 人以下）

※その他、詳細な要件はホームページをご確認ください

●事業の流れ

申請事業者に行っていただく手続きです。



※支援決定した企業等は、ABW 導入・実施に向けて自主的に取り組むプロジェクト・チーム（社内 PT）を社内に設置し、専門家の支援を受け、導入に向けた課題の検討、規定整備及びオフィスのレイアウト設計・整備等を行っていただきます。

- ・オフィス整備後、社内調査及び効果測定を行なった上で、ABW 導入・実施の効果等をご報告いただきます。
- ・事業実施後、ABW を推進するモデル事例として、企業名や取組内容等を公表させていただく場合があります。
- ・募集要項に、申込要件や専門家支援に関する手続き等を記載していますので、必ずご確認の上お申し込みください。

●助成対象経費

ABW オフィス整備に係る改修費用の一部（助成限度額：2,000 万円 助成率：2/3）

※子連れ出勤を可能とする整備を行った場合、加算あり（最大 5 万円 助成率：10/10）

★本事業の詳細、募集要項、申請様式等はホームページにてご確認ください

📞 お問い合わせ ABW オフィス促進事業運営事務局：03-6736-0974

🏠 ホームページ <https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/telework/abw/abw.html>

🌐 特設サイト <https://abw.metro.tokyo.lg.jp/>



ABW オフィス促進助成金



女性活躍のための施設整備助成金

女性が活躍できる選択肢を広げることを
目的とした職場環境の整備を応援します！



女性が働きやすい職場環境づくりを支援するため、女性専用設備の整備や仮設トイレのリース費用を助成します。

●対象企業

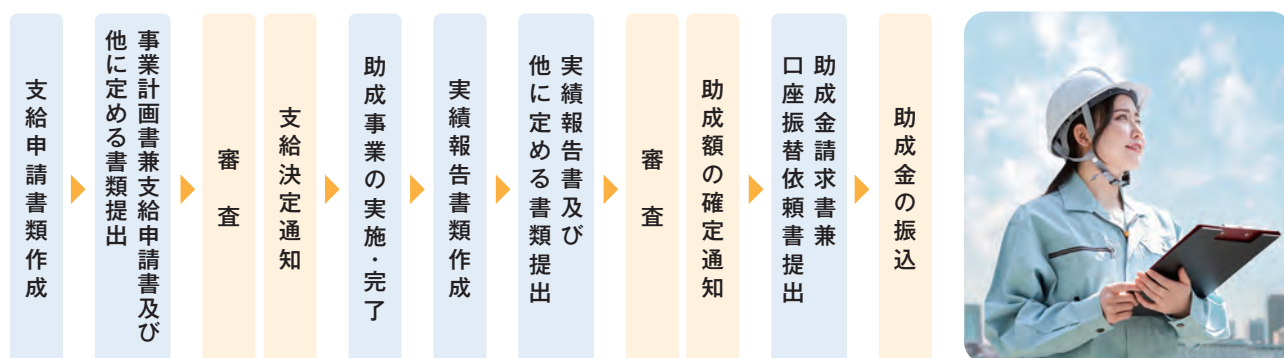
都内中小企業等 ※その他、要件あり。詳細はホームページにてご確認ください。

●事業概要

コース名	助成の対象となる費用の一例	助成金額
整備費助成コース	トイレ、更衣室、休憩室、シャワー室、洗濯機、洗面所、仮眠室、授乳室、ロッカー（女性更衣室内に設置）、トイレカー、レストカーの購入費	限度額 500 万円 (助成率 2 / 3)
リース費用助成コース	工事現場の女性専用仮設トイレ・トイレカーのリース費用	限度額 90 万円 (助成率 2 / 3)

支給申請から助成金振込までの流れ

：申請する事業者に行っていただく手続きです



📞 お問い合わせ

女性活躍環境整備促進係：03-5211-2768

🌐 ホームページ

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/jokatsu-seibi/joseikatsuyaku.html>



女性活躍の輪
Women in Action

女性活躍 助成金



女性活躍情報公開促進奨励金

男女間賃金差異等の情報公開を
促進し、女性活躍推進に取り組む
企業を後押しします！



奨励金額

20万円支給

●事業概要

一般事業主行動計画の策定や男女間賃金差異等の情報公開を促進し、女性活躍推進に取り組む都内中小企業等に対し、奨励金を支給します。

●対象企業

常時雇用する労働者の数が100人以下の都内中小企業等 ※その他にも要件があります

●奨励金額

20万円

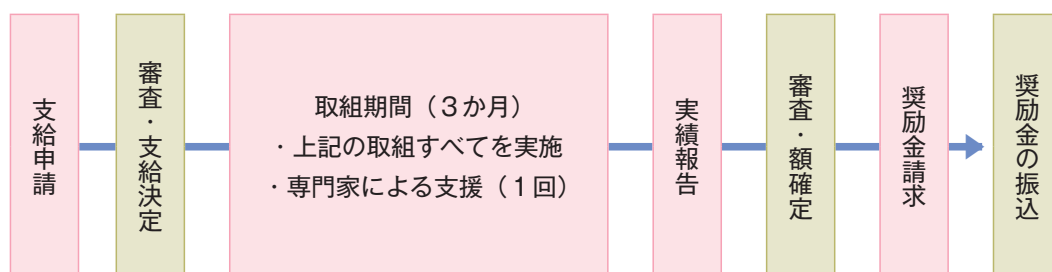
●取組内容

取組期間内に専門家支援（1回）を受け、以下の取組をすべて実施した場合に、奨励金を支給します。

取組内容	備考
○自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析の実施 ○一つ以上の数値目標を定めた行動計画の策定、社内周知、公表 ○行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出 ○男女間賃金差異及び女性管理職比率等に加えて、1項目以上を公表 ○女性活躍や男女間賃金差異等に知見のある専門家による支援（1回） ○社内の幹部等に向けた研修の実施	行動計画は1つ以上の数値目標を定めること

●事業の流れ

□：申請する事業者に行っていただく手続きです



📞 お問い合わせ

女性の活躍推進に向けた職場環境改善プロジェクト事務局：03-6744-6539

🌐 ホームページ

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/jokatsu-jouhoukoukai/jokatsu-jouhoukoukai.html>

🌐 特設サイト

<https://jyokatsu-project.jp>



情報公開 奨励金



女性の活躍推進に向けた職場環境改善奨励金

女性従業員がより活躍できる
職場環境の整備を応援します！



奨励金額

最大 **180** 万円支給

●事業概要

女性活躍推進に向けた職場環境づくりのための取組を行った都内中小企業等に対し、奨励金を支給します。

●対象企業

常時雇用する労働者の数が 300 人以下の都内中小企業等 ※その他にも要件があります

●奨励金額

最大 180 万円 ※取組 1～4（A～D）および加算要件 E・F（F の対象者 5 人まで）をすべて実施した場合

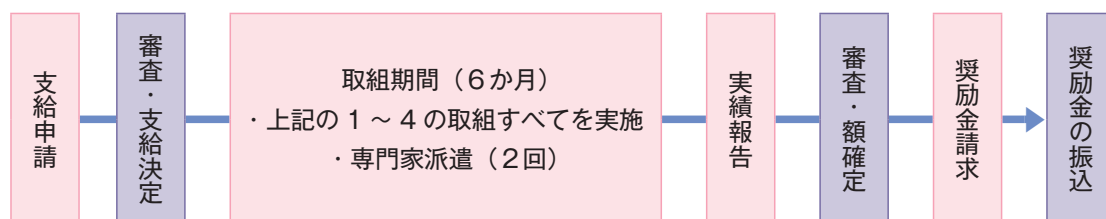
●取組内容

取組期間内に専門家派遣（2 回）を受け、以下の取組 1～4 をすべて実施した場合に、奨励金を支給します（加算要件あり）。

	取組内容	備 考
1	A 女性役員の増加 B 女性管理職の増加 C 女性係長職の増加 D 非正規従業員でも登用が可能な役職の新設	・取組 1～4 はすべて必須 ・取組 1 は、A～D のうち 1 つ以上の取組を新たに実施 ※ A～D 各 30 万円（最大 120 万円） ※ A～D の取組ごとに新たに 1 人以上女性が増加していること ※ E・F 各 10 万円加算（最大 60 万円） ※ F は B～D の対象者 5 人まで加算対象
加算	E 非正規従業員の退職金制度の導入 F 育成計画・研修（B～D の対象者、5 人まで）	
2	・ A～D のうち実施した取組を記載した行動計画を策定（又は変更）、都道府県労働局へ提出 ・ 労働者および所定の職層等（係長職、管理職、役員）における女性の割合、男女の賃金差異等を厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」で公表	
3	全従業員を対象とした一般事業主行動計画に基づく自社の取組について啓発する内容の研修の実施	
4	女性活躍や男女間賃金差異等に知見のある社会保険労務士等の専門家派遣を受ける（2 回・女性活躍推進度診断ツール活用）	

●事業の流れ

申請する事業者に行っていただく手続きです



📞 お問い合わせ

女性の活躍推進に向けた職場環境改善プロジェクト事務局：03-6744-6539

🏠 ホームページ

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigy/jokatsu-kankyokaizen/jokatsu-kankyokaizen.html>

🌐 特設サイト

<https://jyokatsu-project.jp>



女性活躍 奨励金



手取り時間創出・魅力ある職場づくり 推進奨励金

「手取り時間」の創出や従業員の
エンゲージメント向上に
積極的な企業をサポートします！



奨励金額

最大 **264** 万円支給

専門家の派遣を受けて「手取り時間」の創出や従業員のエンゲージメント向上、ライフステージの支援、賃金の引上げに取り組む都内中小企業等に対して、奨励金を支給します。

※「手取り時間」とは、柔軟で多様な働き方を推進することで生み出される、働く人が限られた時間を節約して育児や介護、趣味など自由に活用できる時間のことです。

※エンゲージメントとは、働く方が、仕事へのやりがい・働きがいを感じる中で、組織や仕事に主体的に貢献する意欲や姿勢を示す概念です。これが高まると、企業の生産性向上につながるとされています。

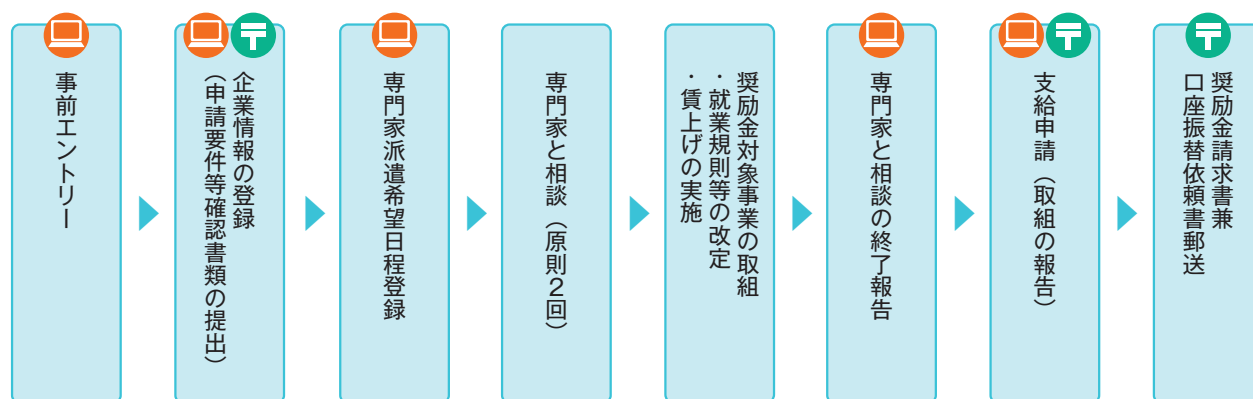
●対象事業者

常時雇用する労働者数が 300 人以下の都内中小企業等 ※その他の要件は特設 Web サイトにてご確認ください。

●事業概要

奨励金対象事業	導入する制度・実施する取組	支給額
「手取り時間」創出の取組 (5項目)	① 時間外労働削減に向けた推進計画 ② フレックスタイム制 ③ 多様な勤務形態（選択的週休3日制・勤務間インターバル） ④ 多様な正社員制度（短時間正社員・勤務地限定・リモートキャリア・職務限定・タームタイムワーク） ⑤ 積立休暇制度	1項目当たり 10万円 (上限 50万円)
ライフステージを 支援する取組 (4項目)	⑥ 家庭応援特別休暇制度（セレモニー休暇・地域活動休暇・家庭長期よりそい休暇等） ⑦ 産休・育業及び介護休業を支える従業員への支援制度 ⑧ 慣らし保育・小1の壁を乗り越える勤務制度 ⑨ 育業早期復職支援・ひとり親家庭支援制度	1項目当たり 10万円 (上限 30万円)
従業員の エンゲージメント 向上に向けた取組 (5項目)	⑩ 社外副業・兼業制度 ⑪ 社内メンター制度 ⑫ 外部キャリアコンサルタント活用支援制度 ⑬ 従業員表彰制度・報奨金制度 ⑭ 社員のつながり支援制度	1項目当たり 10万円 (上限 40万円)
賃金引上げの取組 (1項目)	⑮ 時間当たり 60 円以上の賃金の引上げ ※上限 12 人	1人当たり 12万円 (上限 144万円)

● 手続きの流れ



● 事前エントリー受付期間

エントリー回	予定社数	事前エントリー受付期間
第1回	140 社	令和8年 5 月 20 日 (水) ~ 令和8年 5 月 26 日 (火)
第2回	140 社	令和8年 6 月 10 日 (水) ~ 令和8年 6 月 16 日 (火)
第3回	140 社	令和8年 7 月 15 日 (水) ~ 令和8年 7 月 22 日 (水)
第4回	140 社	令和8年 8 月 19 日 (水) ~ 令和8年 8 月 25 日 (火)
第5回	140 社	令和8年 9 月 9 日 (水) ~ 令和8年 9 月 15 日 (火)
第6回	140 社	令和8年 10 月 7 日 (水) ~ 令和8年 10 月 14 日 (水)
第7回	140 社	令和8年 11 月 4 日 (水) ~ 令和8年 11 月 10 日 (火)
第8回	140 社	令和8年 12 月 2 日 (水) ~ 令和8年 12 月 8 日 (火)
第9回	140 社	令和9年 1 月 6 日 (水) ~ 令和9年 1 月 13 日 (水)
第10回	140 社	令和9年 2 月 3 日 (水) ~ 令和9年 2 月 9 日 (火)

※事前エントリーは各回午前9時開始、終了は午後5時です。

※事前エントリー結果は、事前エントリーの受付期間終了日から概ね7営業日以内にEメールでお知らせします。

※応募が予定社数を超えた場合は受付期間終了後に抽選を行います。また、予定社数に達しない場合は、次回のエントリー回以降の予定社数を追加する場合があります。

📞 お問い合わせ

手取り時間創出・魅力ある職場づくり推進奨励金事務局：

03-5211-0394

🌐 ホームページ

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/tedori/tedori.html>

🌐 特設サイト

<https://www.tokyo-engagement.jp/>



手取り時間創出



「年収の壁突破」 総合対策促進奨励金

「年収の壁」の問題解決に
取り組む事業主を応援します！



奨励金額

最大 **50** 万円支給

●事業概要

配偶者手当の見直しや社会保険に加入した非正規雇用者向けの手当等の新設で「年収の壁」に伴う現場の問題解決に取り組む企業に奨励金を支給します。

	配偶者手当見直しコース	奨励金額
奨励対象	都内中小企業事業主	
要件	・都内で事業を営んでいる事業者であること ・都内で勤務する労働者（雇用保険加入者）を1名以上、かつ6か月以上継続して雇用していること ・就業規則を労働基準監督署に届け出ていること ・就業規則に「配偶者の収入要件がある配偶者手当」の規定があること ・交付申請日から過去5年以内に「配偶者の収入要件がある家族手当」の支給実績があること その他にも要件あり	1事業主 30万円 (1回限り)
取組	(1) 「年収の壁」の原因の一つともなっている「配偶者の収入要件がある扶養手当」について、取組期間（交付決定日から3か月以内）に、下記①から③のいずれかの見直しを行うこと ①配偶者手当（家族手当）の収入要件を撤廃する ②配偶者手当（家族手当）を廃止し、他の手当に振り替える ③配偶者手当（家族手当）を廃止し、基本給に繰り入れる (2) (1)について労使協定を締結すること (3) (1)について就業規則を改正し労働基準監督署に届け出ること (4) 社内周知及び社内研修の実施 ※上記(1)から(4)を実施する際に、企業における「年収の壁突破」総合対策促進事業で実施する専門家による個別相談窓口を合計2回（各回1時間）利用すること	
	社会保険加入促進コース	奨励金額
奨励対象	都内中小企業事業主	
要件	・都内で事業を営んでいる事業者であること ・都内で勤務する労働者（雇用保険加入者）を1名以上、かつ6か月以上継続して雇用していること ・就業規則を労働基準監督署に届け出ていること ・就業規則に「新たに社会保険の対象とする非正規雇用者が負担する社会保険料に関する手当等」がないこと ・新たに社会保険の加入対象となる可能性のあるパートなどの非正規雇用者がいること その他にも要件あり	1事業主 30万円 (1回限り)
取組	(1) 取組期間（交付決定日から3か月以内）に、非正規雇用者が負担する社会保険料に関する手当を新設すること。なお、本手当の対象となる非正規雇用者には同様の既存の手当がないこと (2) 社会保険未加入の非正規雇用者1名以上が新たに社会保険に加入し、上記(1)の手当の受給対象となる計画を作成すること (3) (1)について、労使協定を締結すること (4) (1)について、就業規則を改正し労働基準監督署に届け出ること (5) 社内周知及び社内研修の実施 ※上記(1)から(5)を実施する際に、企業における「年収の壁突破」総合対策促進事業で実施する専門家による個別相談窓口を合計2回（各回1時間）利用すること	

※上記2コースを実施した場合の奨励金額は **50万円** となります

※中小企業事業主の定義は、国の雇用関係助成金支給要領の第1共通要領の定めるところによります

※申請を行う以前に、既に見直しを行った企業は対象外です

※申請してからのコース追加の変更は出来ません

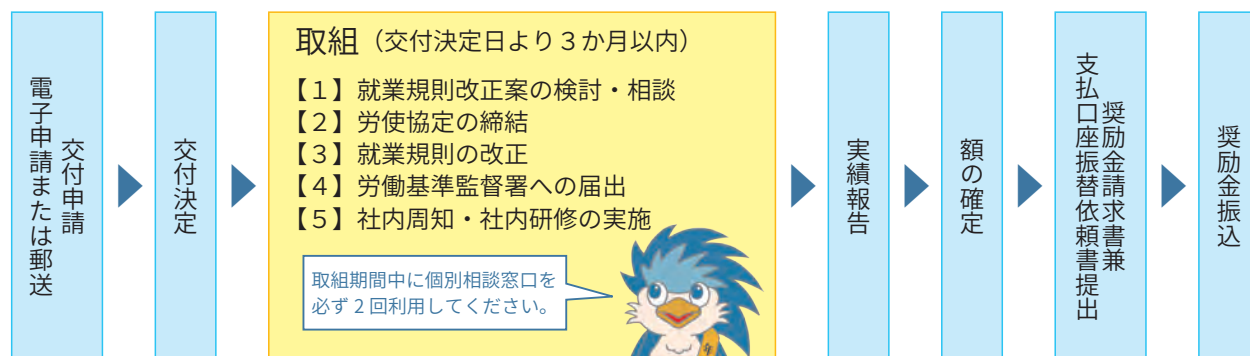
※両コースに申請された場合でも、専門家による個別相談窓口の利用は合計2回までです

※その他にも要件がありますので、奨励金特設 WEB サイトを必ずご確認ください



「年収の壁突破」サポーター トッパーくん

● 手続きの流れ



※奨励金の交付申請および実績報告にはそれぞれ審査があります

※個別相談はオンライン（Zoom）で実施します。両方のコースに取り組む場合、個別相談窓口は2回（2コースまとめて）利用してください

※個別相談の1回目は交付決定日から1か月以内に利用すること。2回目は1回目利用後、取組期間（交付決定日より3か月以内）に利用すること

※詳細は奨励金特設 WEB サイトをご確認ください

● 交付申請受付期間

令和8年度は交付申請の受付を受付期間内に全10回行います。

詳細は奨励金特設 WEB サイトをご確認いただき、ご申請ください。

※令和8年度募集要項には、事業者要件や手続きなど申請に必要な情報を掲載しています

受付回	交付申請受付期間	受付社数	受付回	交付申請受付期間	受付社数
第1回	令和8年5月18日（月）～5月31日（日）	130社	第6回	令和8年10月1日（木）～10月31日（土）	130社
第2回	令和8年6月1日（月）～6月30日（火）	130社	第7回	令和8年11月1日（日）～11月30日（月）	130社
第3回	令和8年7月1日（水）～7月31日（金）	130社	第8回	令和8年12月1日（火）～12月31日（木）	130社
第4回	令和8年8月1日（土）～8月31日（月）	130社	第9回	令和9年1月1日（金）～1月31日（日）	130社
第5回	令和8年9月1日（火）～9月30日（水）	130社	第10回	令和9年2月1日（月）～2月28日（日）	130社

※各回の受付開始終了時間は午前9時から午後5時までとなります

※郵送申請の場合は×切日当日消印有効

令和8年度は奨励金に関する説明会を開催します
奨励金の紹介のほか、財団職員による個別相談会も同時開催！

point
対象要件、申請手順、および就業規則の見直しポイントなど、企業のご担当者が行う実務的な内容について具体的にご相談いただけます。

詳細は奨励金特設 WEB サイトにてご確認ください。

★本事業の詳細、募集要項、申請様式などは奨励金特設 WEB サイトにてご確認ください

お問い合わせ	「年収の壁突破」総合対策促進奨励金担当：03-5211-2315
ホームページ	https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/nenshunokabetoppa/nenshunokabe-toppar8.html
特設WEBサイト	https://nenshunokabetoppa-syoureikin.jp/



〔財団HP〕



〔特設WEBサイト〕



年収の壁突破 奨励金



働く人の育業応援奨励金

育業しやすい
職場環境づくりを応援します！



奨励金額

最大 **420** 万円支給

従業員が一定期間以上の育業をするとともに、安心して育業し復職しやすい職場環境を整備した都内企業等に奨励金を支給します。

●対象事業者

常時雇用する従業員数が2人以上999人以下の都内中堅・中小企業等

※その他の要件は、募集要項をご確認ください。



●事業概要

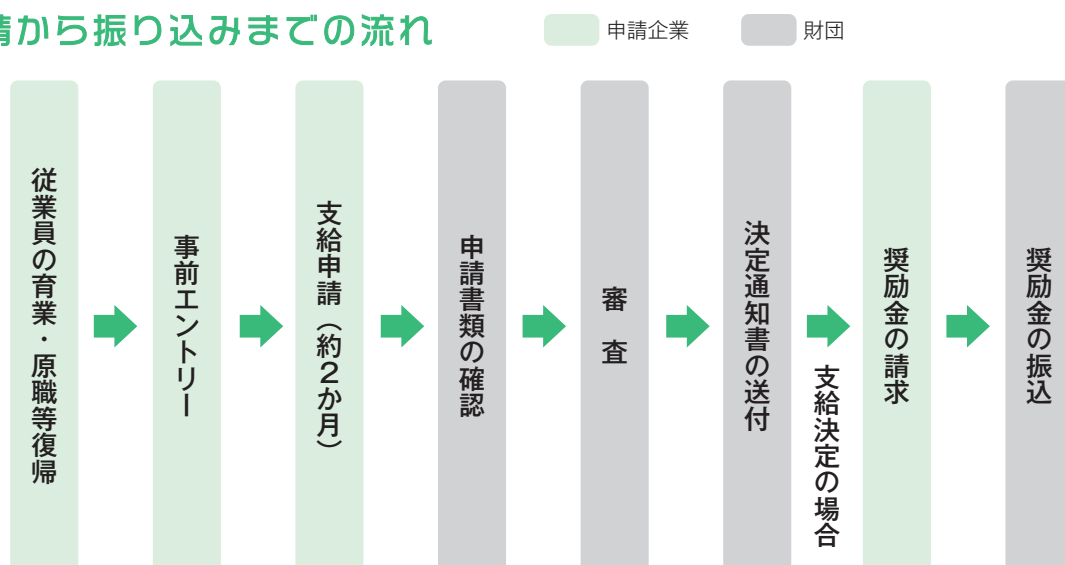
奨励対象となる取組	奨励金額
【基本となる取組】 ○一定期間以上の育業をするとともに、令和7年4月1日以降事前エントリー日の前日までに、育業に引き続き原職等に復帰している従業員がいること。 ・男性：産後パパ育休 ^{*1} + 1か月以上の育業相当（通算58日以上 [※] ） ・女性：産後休業 + 1か月以上の育業（通算86日以上） ※常時雇用する従業員数が300人以下の中小企業等は通算45日以上以上の育業も対象 ○育業計画書の策定 ○復職に向けた意向確認、育児と仕事の両立を支援する制度に関する情報提供 ○復職しやすい環境整備について、令和8年6月22日から申請日までに3つ以上の取組をしたこと ^{*2}	基本支給額 125万円
【加算となる取組①】 ○同僚への応援評価・表彰制度／応援手当	各30万円 両方の取組で50万円
○男性育業推進のための取組 ※男性従業員が都内事業所に2人以上在籍していること ・男性管理職の育業と社内ロールモデルとしての社内周知 ・育業メンター制度の整備とパパ向け育業マニュアルの作成 ・助産師等を活用した両親学級制度の導入 ・育児と仕事の両立に向けた社内研修の実施	各20万円
【加算となる取組②】 ※奨励対象となる従業員が男性の場合申請可 ○産後パパ育休 + 2か月以上の育業相当（通算88日以上）	45万円
○複数の男性従業員が産後パパ育休 + 1か月以上の育業相当（通算58日以上） ※中小企業等の場合は通算45日以上でも申請可	1人につき30万円 （最大4人・120万円加算）

*1 産後パパ育休（出生時育児休業）…子の出生後8週間以内に4週間（28日）まで2回に分けて分割して取得できる育児休業制度です。

*2 以下の7項目から3つ以上（新たに取り組むものが奨励対象です。既に法の上回りをしている場合、さらに上回る取組を行っても、奨励対象外です。）

①有給の子の看護等休暇の導入、②子の看護等休暇の取得日数の上乗せ、③中抜けありの時間単位の子の看護等休暇の導入、④育児短時間勤務制度の利用年数延長、⑤所定外労働時間制限の対象年齢拡大、⑥育児保育経費の補助、⑦子連れ出勤制度の導入

●申請から振り込みまでの流れ



※予算の上限を超えた場合は、支給申請期限内であっても受付を終了します。

●事前エントリー受付期間

事前エントリー回	予定社数	事前エントリー受付期間
第1回	350 社	令和8年 6月22日（月）～ 令和8年 6月30日（火）
第2回	400 社	令和8年 9月 1日（火）～ 令和8年 9月 9日（水）
第3回	400 社	令和8年11月 2日（月）～ 令和8年11月11日（水）
第4回	350 社	令和9年 1月 5日（火）～ 令和9年 1月12日（火）

※事前エントリーは受付期間の開始日午前 10 時から終了日の午後 5 時までです。

※必ず募集要項で申請要件等を確認の上、エントリーしてください。

※事前エントリーの結果は受付終了日翌日から概ね 10 営業日以内にメールでお知らせします。

※応募が予定社数を超えた場合は受付期間終了後に抽選を行います。

※事前エントリー申込状況により、実施するエントリー回数、予定社数が変更になることがあります。



事前エントリーは、
先着順ではありません。
受付期間中に余裕をもって
エントリーしてください。

📞 お問い合わせ

育児介護支援係：03-5211-2399

🌐 ホームページ

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/ikugyoouen/ikugyo-shorei.html>



女性活躍の輪
Women in Action



働く人 育業応援



介護休業取得応援奨励金

介護休業を取得しやすい
職場環境づくりを応援します！



奨励金額
最大 **145** 万円支給

従業員が合計 15 日以上介護休業を取得し、就業継続を可能とする職場環境を整備した都内中小企業等に奨励金を支給します。

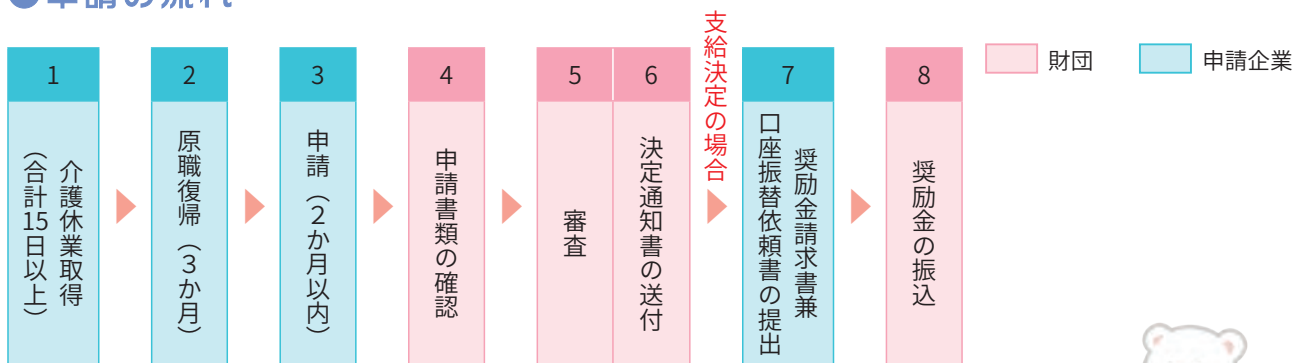
対象となる企業等	奨励対象となる取組	奨励金額
常時雇用する従業員 300 人以下 (従業員要件) 都内勤務の従業員(雇用保険被保険者)が合計 15 日以上介護休業(有給の介護休暇含む)を取得した後、原職に復帰し 3 か月以上継続雇用されていること	育児・介護休業法に定める制度を上回る取組について令和 8 年 4 月 1 日以降、就業規則にいずれかを整備したこと ア 介護休業期間の延長 イ 介護休業取得回数の上乗せ ウ 介護休暇の取得日数の上乗せ エ 中抜けありの時間単位の介護休暇導入 (次の (1) ~ (4) の取組を行った場合、取組項目に応じて奨励金を加算) (1) 同僚への応援評価制度・表彰制度の整備と介護休業応援プランシートの作成 (2) 同僚への応援手当支給と介護休業応援プランシートの作成 (3) 育児・介護休業法に基づく介護離職防止のための雇用環境整備(※)について、2 つ以上実施したこと (4) 管理職の介護休業と体験談の社内周知	介護休業 合計 15 日取得 27.5 万円 合計 31 日以上 取得 55 万円 加算となる 取組により 最大 145 万円

(※)「育児・介護休業法に基づく介護離職防止のための雇用環境整備」

①介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施、②介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備(相談窓口設置)

③自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の事例の収集・提供、④自社の労働者へ介護両立支援制度等の取得・利用促進に関する方針の周知

●申請の流れ



●事業実施期間……令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※予算の範囲を超えた場合は、事業期間内でも受付を終了します。

●申請期間……対象となる介護休業から原職に復帰し、3か月経過する日の翌日から2か月以内

※本奨励金の詳細・募集要項・申請様式・申請受付期限一覧などは、ホームページにてご確認ください



📞 お問い合わせ

育児介護支援係：03-5211-2399

🌐 ホームページ

https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/kaigokyugyo/kaigo_shoreikin.html

女性活躍の輪
Women in Action



財団 介護応援



暑さに配慮した職場環境づくり支援事業

熱中症対策に取り組む都内
小規模企業等をサポートします！



奨励金額

20万円支給

●事業概要

暑さに配慮した職場環境づくりの取組を支援するため、熱中症を生ずるおそれのある作業を行う都内小規模企業等が、熱中症予防対策（奨励金の対象となる取組）を行った場合、奨励金を支給します。

●対象企業

熱中症を生ずるおそれのある作業を行う職場がある都内小規模企業等（1,000 社）

※その他にも要件がございます。募集要項を必ずご確認ください。

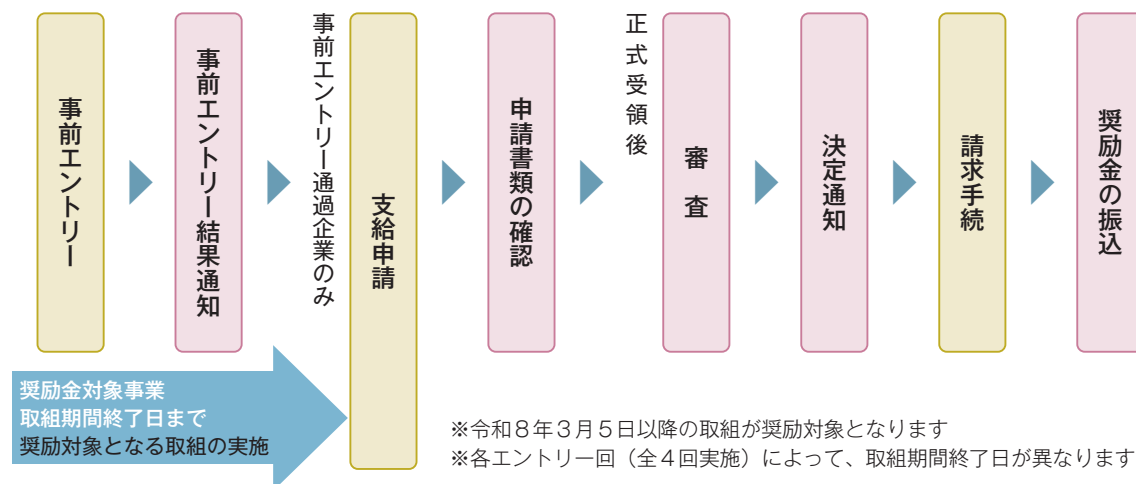
●奨励金額

20 万円

●奨励金の対象となる取組

- (1) 厚生労働省「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和 7 年 5 月 20 日付基発 0520 第 7 号）に規定する次の各号に定める取組
 - ア WBGT 値（暑さ指数）の活用（WBGT 値の測定、WBGT 基準値に基づく評価等）
 - イ 熱中症予防対策の実施（作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育等）
- (2) 熱中症予防対策に資すると認められる物品の購入
- (3) 上記（1）（2）に係る報告

●事業の流れ



★事業の詳細については、ホームページでご確認ください。

📞 お問い合わせ 暑さ対策支援担当係：03-5211-1756

🌐 ホームページ <https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/wbgt/index.html>



カスタマーハラスメント防止対策推進事業 企業向け奨励金

カスタマーハラスメントの防止対策に
取り組む事業者を応援します！



奨励金額

40万円

●事業概要

「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」で規定する事業者の措置等を速やかに都内中小企業等へ浸透させるため、カスタマーハラスメント対策に関するマニュアルの整備に加え、カスタマーハラスメントを防止するための実践的な取組を行った企業等に奨励金を支給します。

対象となる取組	奨励金額
◆カスタマーハラスメント対策に関するマニュアルの整備 ◆カスタマーハラスメントを防止するための実践的な取組（いずれかひとつ）を実施 取組① 録音・録画環境の整備 取組② AIを活用したシステム等の導入 取組③ 外部人材の活用	40万円

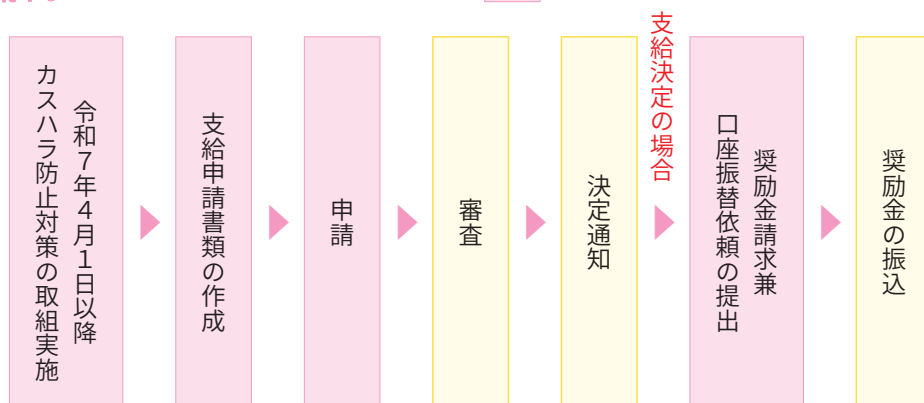
※詳しくは募集要項をご確認ください

●対象事業者

常時雇用する従業員が300人以下の都内中小企業等 ※その他にも要件があります

●申請の流れ

：申請事業者に行っていただく手続きです



※本事業の申請受付期間、募集要項等、詳細は特設サイトにてご確認ください

📞 お問い合わせ

カスタマーハラスメント防止対策推進事業 企業向け奨励金事務局：
03-4446-4621

🏠 ホームページ

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/nocushara/shoreikin.html>

🌐 特設サイト

<https://www.tokyo-cusharaboushi.jp/>



カスハラ対策 奨励金



ソーシャルファーム支援センター

ソーシャルファーム支援センターで行う主な支援内容

相談・情報提供



ソーシャルファームの創設を検討している方に向け、創設に関する相談対応を行うほか、都の認証基準・支援策、他企業の事例紹介などの情報提供を行っています。

※事前予約制
※ご来所が難しい方には、オンライン上 (Zoom) での相談も承っています。

コンサルティング



認証または予備認証を受けたソーシャルファームが抱える経営や雇用に関する課題に対し、経営・労務管理・就労支援の専門家等で構成されたサポートチームによる支援のほか、社会保険労務士等の専門家によるコンサルティングを実施します。

マッチング会



認証または予備認証を受けたソーシャルファームに対して、就労に困難を抱える方の雇用や定着に向け、支援機関等とのマッチングの場を提供します。

内容例

- ・各支援機関からの事業紹介
- ・支援機関との情報交換 等

●ソーシャルファーム支援事業補助金

東京都の認証または予備認証を受けたソーシャルファームに対し、その創設及び運営にかかる費用の一部を補助します。

「ソーシャルファーム」とは、自律的な経営を行いながら、就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働いている社会的企業のことです。

※東京都は「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」を制定（令和元年 12 月）



お問い合わせ ソーシャルファーム支援センター：03-5211-1600

ホームページ <https://www.social-firm.metro.tokyo.lg.jp/>

ソーシャルファーム

プラチナ・キャリアセンター

プラチナ・キャリアセンターについて

経験豊富なキャリアを持つ 50 歳以上の人材が副業・兼業（業務委託）により、さらに活躍する機会を確保するための支援拠点です。

企業のご担当者様には、セミナーへの参加や個別相談を通じて、人材の活用方法や人材不足を解消するためのノウハウを学んでいただけます。さらに、企業と人材との交流イベントに参加していただくことで、思いがけないキャリアを持つ人材と出会う機会を提供しています。



**経験豊富な 50 歳以上の
副業・兼業人材が多数利用登録中！**



お問い合わせ プラチナ・キャリアセンター：03-6426-5588

施設情報 住所：東京都港区虎ノ門二丁目2番1号 住友不動産虎ノ門タワー 20 階
営業時間：平日 9 時～ 21 時 / 土曜 9 時～ 17 時（日・祝日・年末年始を除く）

ホームページ <https://pcc-tokyo.org/>

プラチナ・キャリアセンター



TOKYO シェアオフィス墨田 (TSO)

TOKYO シェアオフィス墨田 (TSO 墨田) は、テレワークによる柔軟な働き方を推進していくために東京都が開設し、東京しごと財団が運営するサテライトオフィスです。コワーキングスペース、個室ブース、貸会議室、スタジオ、工房があります。



■ 施設情報

住 所：〒130-0004 東京都墨田区本所3丁目15番5号
営業時間：月～土 9:00～20:00 (日曜日・祝日・年末年始を除く)
利用料金：165円～/30分 (税込) 1,485円 / 1Dayプラン (税込)
会議室・スタジオ等の料金詳細はホームページで！

📍 アクセス

最寄り駅：「本所吾妻橋駅」より徒歩9分
「蔵前駅」より徒歩12分
「浅草駅」「錦糸町駅」よりバスで14分 (石原三丁目下車)

📞 お問い合わせ

TOKYOシェアオフィス墨田運営事務局 03-5610-7039
メールアドレス: info@tso-tokyo.jp

🏠 ホームページ

<https://tso-tokyo.jp/>



安心安全テレワーク施設認証
プログラム最高レベルのステータス認証を取得

都内初！
安心安全テレワーク施設認証プログラム
最高レベルのステータス認証を取得済

「東京しごと財団」 企業向け支援事業のご紹介

東京しごとセンター

東京しごとセンター



所在地 〒102-0072
東京都千代田区飯田橋3丁目10番3号

アクセス 〈水道橋駅から〉
JR中央・総武線「西口」より徒歩5分
〈飯田橋駅から〉
東京メトロ東西線「A5出口」より徒歩3分
JR中央・総武線「東口」より徒歩7分
都営地下鉄大江戸線／東京メトロ有楽町線・南北線「A2出口」より徒歩7分
〈九段下駅から〉
東京メトロ東西線「7番出口」より徒歩8分
東京メトロ半蔵門線／都営地下鉄新宿線「3a・3b番出口」「5番出口」より徒歩10分



業務時間 平日 9:00～17:00
※土日・祝日・年末年始は休業

しごとセンター課 (事業所相談担当)

求人受理の他、合同面接会等の採用イベントや企業内実習の受入れ等のサービスについての情報提供、社員の育成・定着を支援するセミナーに関すること



☎ 03-5211-2804

障害者就業支援課

障害者雇用に関する相談窓口・セミナー、職場体験実習のマッチング支援、職場定着支援に関すること



☎ 03-5211-2681

シルバー人材センター課 (東京都シルバー人材センター連合)

シルバー人材センターへの仕事の発注に係る相談に関すること



☎ 03-5211-2372

東京しごとセンター 多摩

しごたま 事業所の皆様



所在地 〒190-0023
東京都立川市柴崎町3丁目9番2号
立川駅南口東京都・立川市合同施設3階

アクセス JR「立川駅」南口より徒歩4分、
多摩都市モノレール「立川南駅」より徒歩1分
ペDESTリアンデッキ直通（施設3階）

業務時間 平日 9:00～20:00
土曜日 9:00～17:00 ※日・祝日・年末年始は休業



採用イベント・求職者との交流会への参加、職場定着支援、企業内実習の案内に関すること

TEL 法人営業事務局 ☎ 042-521-6763

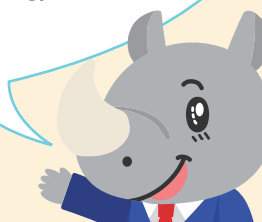


しごたまちゃん

企業向けメールマガジン配信中！
「企業を応援！コヨカン通信」
是非、登録してくだサイ！



[https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/
mail-magazine/mail-magazine.html](https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/mail-magazine/mail-magazine.html)



公益財団法人

東京しごと財団

Tokyo Foundation for Employment Services

企業支援部

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/>

企業支援部



所在地

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋3丁目8番5号
住友不動産飯田橋駅前ビル10階・11階



アクセス

最寄り駅：飯田橋駅

- JR中央総武線＝東口より徒歩3分
- 大江戸線・有楽町線・南北線＝A2出口より徒歩2分
- 東西線＝A5出口より徒歩1分

業務時間

平日 9:00～17:00（ご来所の際は事前にご連絡ください）
※12:00～13:00は除く ※土日・祝日・年末年始は休業

TEL

☎ 03-5211-2395



・東京しごと財団 企業支援部
・ソーシャルファーム支援センター
(飯田橋駅前ビル)



公正な採用選考のために

東京都では、就職の機会均等を確保するため、応募者本人の適性や能力に基づく公正な採用選考を推進しています。詳細はTOKYOはたらくネット (<https://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>) をご覧ください。

個人情報の取り扱いについて

公益財団法人東京しごと財団では「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」及び関係諸法令等の遵守徹底を図るとともに、個人情報を適切かつ安全に取り扱うため、個人情報保護基本方針を制定しています。

個人情報の取り扱いの詳細はホームページ (<https://www.shigotozaidan.or.jp/>) または、窓口でご確認ください。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

令和8年7月発行